

公益財団法人群馬県建設技術センター

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「センター」という。）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、センターを主たる勤務場所とする役員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬等を支給する。
- 3 非常勤の役員の報酬等については、理事会及び評議員会の出席等その都度支給することができる。
- 4 評議員の報酬等については、定款第13条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等その都度支給することができる。
- 5 報酬等の支給については通貨とし、本人から申し出があった場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来る。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬月額及び賞与年額は別表1を上限とし、同表に定める範囲内において理事会で決定するものとする。

- 2 常勤役員の諸手当に相当する額は、報酬月額及び賞与年額に含むものとする。
- 3 常勤役員の退職手当は、支給しない。
- 4 非常勤役員の報酬額は、別表第2に定める金額とする。
- 5 評議員の報酬額は、別表第3に定める金額とする。

(報酬等の支給)

第5条 報酬等の支給日及び支給方法等については、給与規程に定める職員の例に準ずる。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、出席等の都度支給する。

(費用弁償)

第6条 センターは、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人群馬県建設技術センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年7月10日から施行する。

別表 1（常勤役員の報酬月額及び賞与年額）

役 職 名	報 酬 月 額	賞 与 年 額
理事長	500,000円以内	2,500,000円以内
副理事長	450,000円以内	2,300,000円以内
専務理事	400,000円以内	2,000,000円以内
常務理事	400,000円以内	2,000,000円以内

別表 2（非常勤役員の報酬額）

役職名	職 務 内 容	金 額	備 考
理 事	理事会に出席の都度 （書面等での決議を含む。）	11,000円／1回	群馬県職員の職にある者には支給しない
監 事	理事会、評議員会に出席の都度 （書面等での決議を含む。）	11,000円／1回	同上
同	監査の都度 （書面等での決議を含む。）	11,000 円／1回	同上

別表 3（評議員の報酬額）

役職名	職 務 内 容	金 額	備 考
評議員	評議員会に出席の都度 （書面等での決議を含む。）	11,000円／1回	群馬県職員の職にある者には支給しない